

住民税は『給与からの特別徴収』で納めましょう

住民税の特別徴収とは

- 事業主(給与支払者)が、従業員に毎月支払う給与から住民税をあらかじめ天引きし、納税義務者である従業員に代わって市町村に納付していただく制度です。
- 岩手県と県内市町村は、法令に基づき、特別徴収の推進に取り組んでいます。

事業主の皆様へ

- 「所得税は源泉徴収しているが、住民税は特別徴収していない」又は「A市では特別徴収をしているが、B町では従業員数が少ないので特別徴収をしていない」ということはありませんか。
 - ・ 給与からの特別徴収は、法令で定められた事業主の義務であり、一部の例外を除き、特別徴収の方法で納税していただかなければなりません。
 - ※ 事業主や従業員の意思で特別徴収の選択をすることはできません。
 - ・ 特別徴収を行う義務がある場合、全ての市町村分を行う必要があります。

特別徴収の対象にならない場合

- 次に該当する従業員
 - ・ 給与所得のうち支給期間が1月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている者
 - ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者
 - ・ 退職者又は5月31日までに退職予定の者（雇用契約の満了を含みます）
 - ・ 他の事業所で特別徴収される者（「乙欄」該当者）
 - ・ 専従者給与のみを支給されている事業専従者
 - ・ 給与が毎月支給されない者（不定期受給者）又は支給額が少ないため特別徴収しきれない月がある者
 - ・ 年間の給与支払総額が103万円以下の者

従業員の方のメリット

- 1年分の税額を12回に分けて納付するので、納付書で納付する場合の年4回に比べて、1回当たりの納付額が少なくなります。
- 給与から住民税が天引きされるので、納税のために金融機関等へ出向く必要がなくなり、納付忘れもなくなります。

特別徴収を行うための手続き

- 手続きは簡単です。各従業員の税額は市町村が計算して通知しますので、事業主の方が計算をする必要はありません。また、所得税のような年末調整也没有ありません。
- 手続きの流れ
 - 1 給与支払報告書の提出（事業主→市町村）
毎年1月末日までに、従業員の住民登録地の市町村に、前年分の給与支払報告書を提出します。
 - 2 特別徴収税額の通知（市町村→事業主）
毎年5月中旬に「特別徴収税額通知書」をお送りします。
通知書には①事業主用と②従業員用がありますので、従業員用の通知書は、各従業員に交付してください。
 - 3 毎月の給与から税額を徴収（事業主）
6月から翌年5月に従業員へ支払う給与から、通知された税額を天引きします。
 - 4 天引きした税額の納入（事業主→市町村）
従業員の給与から天引きした税額を、翌月10日までに市町村に納入します。

特別徴収についてのQ & A

- Q1 今まで特別徴収しなくても特に問題がなかったのに、なぜ、このタイミングで特別徴収するのですか。
- A1 法令の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、原則として従業員の住民税を特別徴収しなければならないこととなっています。
事業主の皆様には、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。
- Q2 当社は従業員が少なく、事務員もいないので特別徴収が難しいのですが。
- A2 Q1のとおり、特別徴収の義務がある場合は、特別徴収を行っていただく必要があります。
- Q3 パートやアルバイトについては、特別徴収しなくてもいいのですか。
- A3 パートやアルバイトの方についても、特別徴収の対象になります。
ただし、次の場合は特別徴収ができませんので、所定の手続きをしてください。
- ・ 従業員が給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職する場合
 - ・ 給与の支払額が少なく、住民税を特別徴収しきれない場合
- Q4 特別徴収を始めるための手続や制度の詳しい説明を聞きたいのですが。
- A4 新たに特別徴収を行う場合の手続きや、特別徴収制度に関する詳しい説明などをご希望される場合は、お問い合わせください。